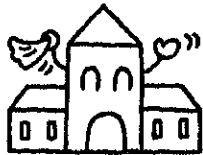


明照児童クラブしおい



Tel 31-1419

Fax 31-1499

<http://www.tcp-ip.or.jp/~meisyou/index.htm>

理事長、園長 中島 章裕

☆ 入会によせて…

“児童クラブ”とは、学校から帰っても、ご家庭や近くにいる祖父母の家にとなたもいなくて、遅くまで一人で過ごさなくてはならず、十分な保護を受けられないと判断された児童が、安心して過ごせるように努める場所です。

集団生活の中でルールを守り、みんなで仲よく力を合わせたり、勉強やおやつ、遊びの片付けや人へのあいさつを通して社会性や生活リズムを大切に育んでいきたいと思えます。乳幼児期を過ごし、情緒の安定がはかれる保育園という環境も取り入れ、下校後にホッとしたり、年上の子や年下の保育園の園児たちと過ごします。また、園の行事にもできる範囲で楽しく参加したいと思えます。

☆ 開設時間

平日 下校後（短縮授業日は11時）～午後5時30分（特別延長は午後7時まで）
土曜日 午前7時～正午（なかよし保育の日は午後4時まで）

※年末年始（12月29日～1月4日）、日祝日はお休みです。

※学校の行事等に合わせて、開設日・開設時間については、弾力的に運営します。

※夏期・春期等は希望をとって保育を行います。

※園行事等により、予め、お休みをお願いする日もあります。

☆ 定員

45名（小学1～3年生対象）

☆ 入会の手続き

- ・申し込みの上保育が必要と判断された方は、加入申込書に記入し登録手続きをします。加入申込書は、毎年度記入・提出をして頂きます。
- ・申込書には、児童クラブで生活する中で役立てていくため、家族構成の他緊急連絡先等も記入していただきます。家庭環境や勤務状況など変更があった場合、直ちに指導員にお知らせ下さい。
- ・保育の必要がなくなった時点で退会の手続きをします。

☆ 費用（平成23年度）

- ① 入会金…2,000円（入会時のみ） ② 保険料…760円（毎年度のはじめ）
③ 月謝…8,000円（毎月） 7月…9,000円 8月…10,000円
④ おやつ代…1,500円（毎月）
⑤ 特別延長保育利用料 1回150円（夕方のおやつ代を含みます）

夏休みのみの方（今年度のみの措置です）

- ① 入会金はありません。 ② 保険料…760円
③ 月謝…夏休み期間で15,000円 ④ おやつ代…夏休み期間で2,000円
⑤ 特別延長保育利用料 1回150円（夕方のおやつ代を含みます）

※2人以上児童クラブに入会されている方につきましては、下のお子様の月謝を2,000円引きとさせていただきます。

※毎月8日（土日祝日の場合は翌日）に、今月分の月謝・おやつ代等を口座引き落としとして、特別延長保育利用料（利用児のみ）は翌月になってから現金で徴収させていただきます。

☆ 児童クラブでの生活

学校下校

寄り道をしないでクラブまで帰ってくるようにします。

- ・挨拶をして、持ち物を自分のロッカーに、水筒を所定の場所に置く。
- ・手洗い・うがいをする。

おやつ

果物・手作りおやつ・菓子類・飲み物など

勉強（宿題）

宿題は出来ない時もありますので、必ず家で確認をして下さい。

選択遊び

プレイルーム・屋上のいずれかで玩具を大切に遊びます。

一般延長保育

曜日によってプレイルーム・屋上・園庭で遊びます。

（4:30～5:30）

特別延長保育

プレイルームでおやつを食べて、過ごします。保育園の延長保育の子たち

（5:30～7:00）

と一緒に過ごすこともあります。

※自分の持ち物は自分で管理できるよう、家庭でも子どもさんにご指導下さい。そのためにも持ち物には必ず記名をしてください。鉛筆・消しゴム等の筆記用具、靴下の忘れ物やなくし物が多いです。

※宿題が終わっているかどうかは、ご家庭で必ず確認してください。音読は子どもさんとのふれ合いのため、ぜひ保護者の方に聴いてほしい宿題です。

☆ 緊急連絡先

家庭環境、勤務先、勤務時間等に変更があった場合は、直ちに知らせてください。

☆ 児童の送迎について

安全のため、保護者にお迎えをお願いします。仕事等がすみ次第お迎えをお願いします。

お迎え後は園庭で遊んだりせず、すみやかにお帰りいただくようご協力をお願いします。

※土曜日や長期休みなどは、送迎も合わせてお願いします。

☆ 欠席する場合

※児童クラブを欠席する場合は、早めに必ず明照保育園(31-1419)まで連絡をして下さい。

学校を休む場合も、忘れずにクラブにも連絡を下さい。

※出席になっているのに、児童がクラブになかなか来ない場合があります。学校に残っていたこともあります。クラブに寄らずに帰宅もしくは親戚の家等に帰ってしまうこともあります。担当も児童の所在を確認するために、緊急連絡先や心当たりを確認をとっていきたいと思いますが、ご家庭でも子どもさんが予定外に帰宅したり、もしくは帰宅しなかったりという場合は、明照保育園までご連絡下さいますようお願いいたします。

☆ 土曜日の出席について

土曜日に出席を希望される方は

なかよし保育・・・指導員に口頭でお伝えください。(その週の水曜日までに)

ふれあいの日・・・所定の用紙を提出してください。(前の週の末までに)

なお、保育園の行事がある土曜日(なかよし保育・ふれあいの日以外の土曜日)は、ご家庭で保育をしていただきますよう、ご協力をお願い致します。

『なかよし保育』への参加には、一般の小学生も参加しますのでクラブとしての利用料は無料となり、食事代200円のみいただきます。その食事代はクラブの集金と共に請求させていただきます。

☆ ケガや病気の場合

児童クラブで活動中に、ケガや病気等が発生した場合、直ちに保護者の方に連絡をします。

☆ クラブ内で薬を服用する必要がある場合

学童保育中に薬を飲ませたり塗ったりする必要がある場合、投薬依頼書に記入した上で、薬を預かって投薬していきます。方法は園児の時と同様です。

☆ 習い事について

児童の安全のため、下記のことをお願いしたいと思います。

・明照保育園内での習い事について（明照文化センター）

（習字・ピアノ・体育・空手があります。内容が知りたい方は、ご相談ください。）

習い事に必要な道具、着替え、本等は、習い事の時間までに保護者の方がクラブ又は園の職員室まで持ってきてください。園児さんに弟妹のいる方は、弟妹の担任に渡していただいても結構です。前日でも結構ですが、置きっぱなしにすることはできません。

・明照保育園外での習い事について

保護者の方がクラブにお迎えに来て、習い事に行くようにして下さい。2～3年生で、児童だけで行かせたい場合は、安全面での連携をとりたいと思いますので必ずご相談下さい。

☆ 台風及び東海地震等の非常事態における取扱いについて

台風における「暴風警報」、及び東海地震における「警戒宣言発令」「東海地震予知情報」「東海地震注意情報」が発令された場合は、次の通りとなります。

★児童が学校にいる時間（下校前）に発令された場合

→学校の基準に従い、家庭または児童クラブに下校しますが、クラブに下校した場合、保護者の方はできるだけ早く児童をクラブに迎えに来て下さい。

学校から家庭に帰宅するか、児童クラブに来るかは、子どもさんと担任の先生にしっかり伝えておいて下さい。

★学校から児童クラブに来た後（児童クラブにいる間に）、発令された場合

→保護者の方はできるだけ早く児童をクラブに迎えに来て下さい。

※ただし、その都度状況が異なりますので、不明な場合は、直接保育園に確認下さい。

☆ 学校への連絡

児童クラブへの入退所については、保護者の方から担任の先生に必ずご連絡下さい。

☆ 児童クラブ自由参観について

定期的にクラブの自由参観日を設け、子どもさんのクラブでの様子（生活・遊び・勉強等）を見て指導員とやり取りをしていただいたり、クラブの児童たちと楽しくふれあったりすることで、自分の子どもさんも含め児童の成長を肌で感じていただきたいと思います。前もってお知らせいたしますので、ぜひ積極的にご出席ください。

☆ その他、ご不明な点などは、園までお問い合わせ下さい。

明照児童クラブ運営規定

(規定の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人明照保育園が児童福祉法（以下「法」という。）に基づいて設置する児童クラブの管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名 称)

第2条 このクラブの名称は、明照児童クラブ（以下「本会」という。）と称する。

(所 在 地)

第3条 児童クラブは豊橋市牟呂中村町6-1に置く。

(目 的)

第4条 本会は、児童クラブが常に児童の集団的、個別的活動における安全の確保及び情緒的安定が図られるように努めるものであり、適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全な育成を図ることを目的とする。また、地域の小中学校と連携しながら登校支援を行う。

(定 員)

第5条 小学校に在学する児童で保護者が家庭外労働等の理由により保護にあたることのできないもの。45人

(費 用)

第6条 運営に関する費用は次の収入をもってあてる。
・利用料収入 ・補助金 ・寄付金 ・その他

(保育日及び時間)

第7条 保育日 下記以外の日
日曜・祝日 12/29～1/4日

保育時間

平 日 午前11時または下校後から午後7時（延長・・・別料金）

長期休暇 午前7時から午後7時（延長・・・別料金）

土曜日 午前7時から正午 なかよし保育の日は午後4時まで

(利 用 料)

第8条 利用料は社会福祉法人明照保育園理事会が予算・決算に照らして決定する。

(事業計画及び予算)

第9条 事業計画及び予算は運営委員会が審査し、社会福祉法人明照保育園理事会の承認を得るものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 事業報告及び決算は運営委員会が作成し、社会福祉法人明照保育園理事会の認証を得るものとする。

(会計年度)

第11条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(運営委員会)

第12条 クラブの運営主体として次の運営委員会を置いていること。

- (1) 運営委員6人以上で組織されていること。
- (2) 運営委員は、地域の代表者(民生児童委員等)・保護者代表・小学校代表・PTA代表・指導員等で構成されていること。
- (3) 運営委員より代表者が1名選出されていること。
- (4) 代表者は、市職員とで構成する代表者会の一員となっていること。
- (5) 運営委員会は、児童クラブが常に児童の集团的、個別的活動における安全の確保及び情緒的安定が図られるように努めるものであり、予算・決算、事業計画・事業報告、指導員の採用及びその他重要事項を審議するものであること。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から適用する。